

報道関係者 各位

平成 23 年 6 月 30 日

【照会先】

第一部会担当審査総括室

審査官 児嶋 隆司

(直通電話) 03-5403-2169

さくら生コン不当労働行為再審査事件 (平成 22 年(不再)第 18 号)命令書交付について

中央労働委員会第一部会（部会長 諏訪康雄）は、平成 23 年 6 月 29 日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次の通りです。

【命令のポイント】

～ 生コンの製造会社は、生コンの輸送会社の従業員である組合員との関係において、労働組合法 7 条の使用者に該当しないとした事案 ～

生コンの製造会社であるさくら生コンは、生コンの輸送会社である Z 輸送会社の従業員である組合員の労働契約上の雇用主ではなく、また、組合員らの基本的な労働条件などに対して、雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的な支配力を有している者ということもできない。従って、さくら生コンは、組合員との関係において、組合からの団体交渉申入れに応じるべき使用者に該当しない。

I 当事者

- 再審査申立人 全日本建設運輸連帯労働組合
関西地区生コン支部（「組合」）（大阪市）
組合員数約 1800 名（平成 21 年 10 月現在）
- 再審査被申立人 有限会社さくら生コン（「さくら生コン」）（大阪市）
従業員数 3 名（平成 20 年 7 月現在）

II 事案の概要

- 本件は、さくら生コンが、平成 20 年 8 月 19 日付けの組合員の雇用問題等についての団体交渉申入れに対し、組合員はさくら生コンが雇用する従業員ではなく、Z 輸送会社に雇用される従業員であるから、さくら生コンは団体交渉を求められる立場にないとして、これに応じなかったことが不当労働行為であるとして、救済申立てがあった事件である。
- 初審大阪府労働委員会は、組合員の雇用確保について、さくら生コンは、使用者と同視できる地位にあるということとはできないとして、組合の救済申立てを却下したところ、組合は、これを不服として再審査を申し立てた。

Ⅲ 命令の概要

1 主文

本件再審査申立てを棄却する。

2 判断の要旨

(1) 組合は、①さくら生コンの業務は、4社（さくら生コン、X社、Y社及びZ輸送会社、以下「さくら生コンら4社」）が渾然一体となっており、従業員はいずれの企業に所属するのか不明確である旨、②Z輸送会社には社内の指揮命令体制はない旨、③業務指示等はさくら生コンの業務体制の中に完全に組み込まれていた旨主張するが、いずれの主張も失当である。

すなわち、①「Y社は、工事業者から生コンの注文を受け、売買契約を締結し、X社に発注」、「X社は、Y社や他の商社から、生コンの注文を受け、生コンを販売」、「さくら生コンは、X社から生コンの注文を受け、生コンを製造」、「Z輸送会社は、Y社との間で業務委託契約を締結し、Y社が取り扱う生コンの輸送業務を受託」していることからすると、さくら生コンら4社は、継続的な取引関係にあったことは認められるが、それぞれが独立した主体として事業活動を行っているとは判断される。②組合員の募集・採用、賃金額の決定等は、Z輸送会社の代表者らが行っていたことからすると、Z輸送会社は形式上も実態上も組合員の雇用主である。③X社の出荷係も組合員に対して業務指示を行っていたものであるが、X社の業務としてこれを行っていたのであり、さくら生コンの指示等に基づいてこれを行っていたとは認められない。

(2) 組合は、さくら生コンら4社を含む取引関係にある会社で構成されるA企業グループあるいはY社のB取締役を通じて、さくら生コンがZ輸送会社を支配しているとの趣旨の主張をする。

確かに、①Z輸送会社はA企業グループに属し、Z輸送会社の代表者は、B取締役のアドバイスを受けている可能性があること、②Z輸送会社を立ち上げたのは、B取締役による勧誘が契機となっていること、③Z輸送会社の代表者は、B取締役から言われ、営業活動に出るようになったこと、④Z輸送会社の事業活動停止に当たって、Z輸送会社の代表者はB取締役と面談していることが認められる。

しかしながら、上記①ないし④の事実が認められるとしても、これらはいずれもB取締役がY社の取締役としての立場で行ったもので、これを受け入れるか否かについてはZ輸送会社の代表者が自己の責任で判断していたと推認され、現に、上記②ないし④についてはZ輸送会社の代表者が自らの意思で決断していることからすると、さくら生コンの支配力が組合員の労働条件等に及んでいるということとはできない。

(3) 以上のとおりであるから、さくら生コンは、Z輸送会社の従業員である組合員の労働契約上の雇用主ではなく、また、組合員の基本的な労働条件等に対して、雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配力を有している者ということもできない。従って、さくら生コンは、組合員との関係において、労働組合法7条の使用者に該当するものとはいえない。

【参考】

初審救済申立日 平成20年10月3日（大阪府労委平成20年（不）第63号）

初審命令交付日 平成22年3月1日

再審査申立日 平成22年3月12日